



# 青森県報

号外第十七号

平成十五年三月十四日(金曜日)

目次

告 示

漁場計画……………(水産振興課) ……一

## 告 示

青森県告示第百五十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定め、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年三月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 1 公示番号 内共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡岩崎村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の笹内川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 西津軽郡岩崎村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の吾妻川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 西津軽郡深浦町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第3号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の追良瀬川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 西津軽郡深浦町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。

- ① 施設は、河川流幅の2分の1以内であること。
- ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

- 1 公示番号 内共第4号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の大童子川橋(深浦町大字岩坂字大童子山国有林十七林班と二十四林班の林班界)下流端までの大童子川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 西津軽郡深浦町大字岩坂、大字柳田及び大字関字小島崎

6 その他  
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第5号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡鰯ヶ沢町地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の赤石川本支流  
平成15年9月1日
- 3 免許予定日 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 4 申請期間 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町、大字日照田町、大字姥袋町、大字種里町、大字埴袋町、大字一ツ森町、大字深谷町、大字小森町、大字館前町及び大字南金沢町
- 5 関係地区
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第6号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 こい漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡鰯ヶ沢町地内
- (3) 漁場の区域 中村川本支流のうち、次のア、イ、ウ及びエの区域  
ア 中村川本流のうち、滝淵堰堤の下流200メートルの地点から下流の区域  
イ 馬久前沢川本流  
ウ 徳明川本流のうち、西岩木山林道との交差点から下流の区域

エ 白沢本流のうち、西岩木山林道との交差点から下流の区域  
3 免許予定日 平成15年9月1日  
4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで  
5 関係地区 西津軽郡鰯ヶ沢町

- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第7号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡木造町地内
- (3) 漁場の区域 平瀬沼  
平成15年9月1日
- 3 免許予定日 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 4 申請期間 西津軽郡木造町
- 5 関係地区
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第8号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 北津軽郡鶴田町及び弘前市地内
- (3) 漁場の区域 廻堰大溜池  
平成15年9月1日
- 3 免許予定日 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 4 申請期間 北津軽郡鶴田町及び弘前市
- 5 関係地区
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第9号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 北津軽郡市浦村地区内
- (3) 漁場の区域 前潟、セバト沼、これらを連結する水路及びセバト沼と明神沼を連結する水路
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 北津軽郡市浦村
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
市浦地区広域型増殖場内におけるひらめ増殖事業を妨げてはならない。

- 1 公示番号 内共第10号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 北津軽郡市浦村地区内
  - (3) 漁場の区域 前潟、セバト沼、明神沼及びこれらに連結する水路
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 関係地区 北津軽郡市浦村
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
市浦地区広域型増殖場内におけるひらめ増殖事業を妨げてはならない。

- 1 公示番号 内共第11号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡車力村、北津軽郡市浦村及び中里町地区内
  - (3) 漁場の区域 十三湖
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 関係地区 西津軽郡車力村、北津軽郡市浦村及び中里町
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第12号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡車力村、北津軽郡市浦村及び中里町地区内
  - (3) 漁場の区域 十三湖及び唐川
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 関係地区 西津軽郡車力村、北津軽郡市浦村及び中里町地区内
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第13号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置  
(3) 漁場の区域  
西津軽郡車力村、木造町及び稲垣村地内  
河口から上流の妙堂川との合流点までの山田川本流、田光沼及び田光沼から上流の妙堂川との合流点までの山田川本支流
- 3 免許予定日  
平成15年9月1日
- 4 申請期間  
平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区  
西津軽郡車力村、木造町及び稲垣村
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第14号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業 かわやつめ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置  
西津軽郡車力村、稲垣村、木造町、柏村、北津軽郡中里町、金木町、板柳町、鶴田町、五所川原市、中津軽郡岩木町、相馬村、西日屋村、南津軽郡藤崎町及び弘前市地内  
河口から上流の平川との合流点までの岩木川本流及び平川との合流点から上流の岩木川本支流。ただし、後長根川を除く。
- (3) 漁場の区域
- 3 免許予定日  
平成15年9月1日
- 4 申請期間  
平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区  
西津軽郡車力村、稲垣村、木造町、柏村、北津軽郡中里町、金木町、板柳町、鶴田町、五所川原市、中津軽郡岩木町、相馬

村、西日屋村、南津軽郡藤崎町及び弘前市

- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな3カ統（1箇所1カ統）以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。  
① 施設は、河川流幅の2分の1以内であること。  
② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

- 1 公示番号 内共第15号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置  
南津軽郡藤崎町、大鰐町、平賀町、尾上町、田舎館村、碓ヶ関村及び弘前市地内  
(3) 漁場の区域  
平川と岩木川との合流点から上流の平川本支流。ただし、平川と浅瀬石川との合流点から上流の浅瀬石川を除く。
- 3 免許予定日  
平成15年9月1日
- 4 申請期間  
平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区  
南津軽郡藤崎町、大鰐町、平賀町、尾上町、田舎館村、碓ヶ関村及び弘前市
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統（1箇所1カ統）以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。  
① 施設は、河川流幅の2分の1以内であること。  
② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導す

る行為をしないこと。

- 1 公示番号 内共第16号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業 にじます漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 黒石市、南津軽郡尾上町、平賀町及び田舎館村地内
- (3) 漁場の区域 平川と浅瀬石川との合流点から上流の浅瀬石川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 黒石市、南津軽郡尾上町、平賀町及び田舎館村
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であつて、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。  
 ① 施設は、河川流幅の2分の1以内であること。  
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

- 1 公示番号 内共第17号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 五所川原市、北津軽郡金木町及び鶴田町地内
- (3) 漁場の区域 岩木川と旧十川との合流点から上流の旧十川と十川との合流

点までの間の旧十川(金木川、小田川、飯詰川を含む。)

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 五所川原市、北津軽郡金木町及び鶴田町
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第18号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 北津軽郡金木町地内
  - (3) 漁場の区域 藤枝溜池
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 関係地区 北津軽郡金木町
  - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第19号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 五所川原市及び北津軽郡金木町地内
  - (3) 漁場の区域 二ノ沢溜池
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 関係地区 五所川原市及び北津軽郡金木町
  - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第20号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 南津軽郡浪岡町、常磐村、北津軽郡板柳町、黒石市及び五所川原市地内
- (3) 漁場の区域 十川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの区域
  - ア 十川本流のうち、夕顔関橋（五所川原土木事務所施工、昭和59年竣工）上流端から高館川と本郷川との合流点までの区域
  - イ 高館川のうち、こざと橋（弘前土木事務所施工）下流端から下流の区域
  - ウ 本郷川のうち、本郷ダム（中南土地改良事務所施工、昭和56年着工）から下流の区域
  - エ 浪岡川のうち水ヶ沢との合流点から下流の区域
  - オ 正平津川のうち、正平津川砂防ダム（弘前土木事務所施工、昭和53年竣工）から下流の区域
  - カ 大沢川のうち、大沢川砂防ダム（弘前土木事務所施工、昭和58年着工）から下流の区域
  - キ 赤川のうち、草堤から下流の区域
  - ク 大釈迦川のうち、沢内沢砂防ダム（弘前土木事務所施工、昭和51年竣工）から下流の区域
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 南津軽郡浪岡町、常磐村、北津軽郡板柳町夕顔関、下常海橋、上常海橋、四ツ谷、館野越、滝井、黒石市派村、二双子、飛内、高館、三島及び五所川原市高野
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第21号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡三厩村地内
  - (3) 漁場の区域 増川川本支流のうち次のア、イ、ウ及びエの区域
    - ア 増川川本流の増川川本流
    - イ 100メートル下流に設置されている堰堤の下流端まで
    - ウ 増川川支流の南股沢のうち、平五郎沢との合流点まで
    - エ 増川川支流の西股沢のうち、堤沢との合流点から20メートル下流に設置されている堰堤の下流端まで
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 関係地区 東津軽郡三厩村
  - 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- 1 公示番号 内共第22号
  - 2 免許の内容たるべき事項
    - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- | 漁業種類    | 漁業の名称                  | 漁業時期           |
|---------|------------------------|----------------|
| 第5種共同漁業 | あゆ漁業<br>いわな漁業<br>やまめ漁業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字今別及び大字大川平地内
- (3) 漁場の区域 今別川本支流のうち、次のア、イ、ウ及びエの区域
  - ア 今別川本流のうち、母沢治山ダム（今別営林署施工、昭和37年竣工）から下流の区域
  - イ 上股川のうち、上股沢治山ダム（今別営林署施工、昭和50年10月31日竣工）から下流の区域
  - ウ 槌差沢のうち、槌差沢治山ダム（今別営林署施工、昭和55年9月26日竣工）から下流の区域
  - エ 安兵衛川のうち、和徳沢との合流点から下流の区域
- 3 免許予定日 平成15年9月1日

- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 東津軽郡今別町
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第23号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆめ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡蟹田町地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の蟹田川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 東津軽郡蟹田町
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第24号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森市地内
- (3) 漁場の区域 荒川と合子沢川との合流点から上流の合子沢川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 青森市大字牛館、大字新町野、大字合子沢、大字田茂木野、大字雲谷、大字横内、大字野尻、大字四ツ石及び大字大矢沢
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第25号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	いわな漁業 にじます漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森市大字駒込地内
- (3) 漁場の区域 田代沼(通称グダリ沼)及び田代沼と湯ノ川(通称毒川)との合流点までの駒込川の本流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 青森市及び十和田市
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第26号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆめ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森市地内
- (3) 漁場の区域 野内川本支流のうち、次のア及びイの区域
- ア 野内川本流のうち、河口から上流の野内川2号砂防堰堤まで
- イ 小川目沢のうち、野内川本流との合流点から上流の小川目沢1号砂防堰堤まで
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 青森市



- 3 免許予定日 名瀬川支流のうち、三本松川、金谷川、岩菜川を除く。  
平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 むつ市及び下北郡東通村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
大湊線鉄橋下流端から河口までの区域においては、船舶の航行、てい泊及びけい留を妨げてはならない。

- 1 公示番号 内共第31号
- 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡川内町地内
- (3) 漁場の区域 川内川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びソの区域  
ア 河口から上流の川内川本流のうち、滝ノ沢との合流点まで  
イ 八木沢のうち、鬼目沢との合流点まで  
ウ 小倉平沢のうち助作沢との合流点まで  
エ 和臼沢のうち、小股沢との合流点まで  
オ 中川のうち乙部沢との合流点まで  
カ 桂沢（中川との合流点から立石沢との合流点まで）  
キ 荒川のうち、障子滝沢との合流点まで  
ク 矢櫃川のうち、トウズ沢との合流点まで  
ケ 濁川のうち国有林146林班、148林班及び149林班の境まで  
コ 湯ノ川（川内川本流との合流点から砥石沢との合流点まで）  
カ サ 湯ノ小川のうち、冷水沢との合流点まで  
シ シ 新助沢のうち、ツナサカリ沢との合流点まで  
ス ス 砥石沢のうち、三階滝沢との合流点まで  
セ セ 三九郎川のうち、カモリ沢との合流点まで  
ソ ソ 田ノ沢（湯ノ川との合流点からクロヒバ沢との合流点まで）  
平成15年9月1日  
平成15年3月14日から同年5月30日まで  
下北郡川内町
- 3 免許予定日
- 4 申請期間
- 5 関係地区
- 6 その他

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第32号
- 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡風間浦村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の目滝川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 下北郡風間浦村大字易国間
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第33号
- 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡風間浦村地内
  - (3) 漁場の区域 河口から上流の易国間川本支流
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 関係地区 下北郡風間浦村大字易国間
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第34号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆめ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置
- (3) 漁場の区域
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 下北郡大畑町
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第35号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	ごい漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置
- (3) 漁場の区域
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 下北郡東通村大字野牛
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第36号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	ごい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 すじえび漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置
- (3) 漁場の区域
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 下北郡東通村
- 6 その他
  - この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第37号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	ごい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 すじえび漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置
- (3) 漁場の区域
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 下北郡東通村
- 6 その他
  - この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第38号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡東通村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の小老部川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 下北郡東通村大字白糠
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第39号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡東通村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の老部川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 下北郡東通村大字白糠
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第40号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡六ヶ所村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の老部川本支流
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 上北郡六ヶ所村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第41号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共 同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡六ヶ所村及び三沢市地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の高瀬川本支流。ただし、高瀬川放水路を除く。高瀬川本流については、次の点イ及びロを結んだ直線までの区域とする。
  - イ 上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地40の2に設置した標柱
  - ロ 三沢市大字三沢字早稲田298番地132号に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 上北郡六ヶ所村及び三沢市
- 6 その他

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第42号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置  
上北郡六ヶ所村及び三沢市地内
- (3) 漁場の区域  
河口から上流の高瀬川本流、市柳沼及び田面木沼。ただし、高瀬川本流については次の点イ及びロを結んだ直線までの区域とする
  - イ 上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地40の2に設置した標柱
  - ロ 三沢市大字三沢字早稲田298番地132号に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 上北郡六ヶ所村及び三沢市
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
高瀬川以外の水路においては、やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第43号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共 同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置  
上北郡上北町、東北町、六ヶ所村及び三沢市地内
- (3) 漁場の区域  
小川原湖（内沼を除く。）
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 上北郡上北町、東北町、六ヶ所村及び三沢市
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第44号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置  
上北郡上北町、東北町、六ヶ所村及び三沢市地内
- (3) 漁場の区域  
小川原湖、内沼、姉沼、花切川及び砂土路川。ただし、砂土路川については、河口から上北郡上北町と十和田市との境までの間の区域とする。
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 上北郡上北町、東北町、六ヶ所村及び三沢市
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第45号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置  
上北郡七戸町及び上北町地内
- (3) 漁場の区域  
七戸川本支流のうち次のア、イ、ウ、エ及びオの区域
- ア 七戸川と埤川との合流点から上流の七戸川本流
- イ 七戸川支流の作田川のうち瀬上沢コンクリート治山堰堤（昭和47年8月24日、青森営林局施工）の下流端まで
- ウ 七戸川支流の和田川のうち、北股沢と南股沢との合流点付近に設置されている砂防堰堤（工事番号963号、昭和27年青森県施工）の下流端まで
- エ 七戸川支流の道地川のうち上北郡七戸町字道地70番地2号

- に設置した標柱まで  
 七戸川支流の大林川及び大林川の北川目（上北郡七戸町字唐  
 松96番地に設置した標柱まで）並びに大林川の南川目（上北  
 郡七戸町字野左掛90番地3号に設置した標柱まで）
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 関係地区 上北郡七戸町及び上北町
  - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第46号
- 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業 うぐい漁業 にじます漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡百石町、下田町、六戸町、十和田湖町、十和田市及び八戸市地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の奥入瀬川本支流。ただし、鏡子大滝から上流の区域及び稲生川を除く。
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 上北郡百石町、下田町、六戸町、十和田湖町、十和田市及び八戸市
- 6 その他  
 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じてドリやな2カ統（1箇所1カ統）以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。  
 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。  
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

- 1 公示番号 内共第47号
- 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	ひめます漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡十和田湖町大字奥瀬地内  
 崑沼
  - (3) 漁場の区域 平成15年9月1日
  - 3 免許予定日 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 4 申請期間 平成15年9月1日
  - 5 関係地区 上北郡十和田湖町大字奥瀬
  - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第48号
- 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 八戸市、三戸郡名川町、福地村、南部町、三戸町及び田子町地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の尻内橋下流端までの馬淵川本流及び尻内橋下流端から上流の馬淵川本支流。ただし、（左岸）八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉51の2地先（右岸）八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉50地先を上流端とする新設浅水川放水路と馬淵川本流との合流点までの区域を除く。河口を八太郎大橋下流端とする。
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
- 5 関係地区 八戸市、三戸郡名川町、福地村、南部町、三戸町及び田子町
- 6 その他  
 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより、水産動物を採捕する場合は、点甲及び乙を結んだ直線から上流の馬淵川本支流の区域内において、8月1日から10月31日までの間であつて、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。  
 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。  
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。  
 甲 三戸郡名川町と南部町の境界  
 乙 甲から327度の線と対岸との交点

- 1 公示番号 内共第49号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共 同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 八戸市及び三戸郡南郷村地内  
 (3) 漁場の区域 次の点イ及びロを結ぶ直線から上流の新井田川本支流川口神社中心点  
 イ 河原木河口護岸西方延長線上、新井田川左岸との交点  
 ロ 平成15年9月1日  
 3 免許予定日 平成15年3月14日から同年5月30日まで  
 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで  
 5 関係地区 八戸市及び三戸郡南郷村  
 6 その他  
 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であつて、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。  
 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。  
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

- 1 公示番号 内区第1号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区 画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡岩崎村大字松神地内  
 (3) 漁場の区域 王池、越口ノ池、中ノ池及びこれらの池を連接する水路  
 3 免許予定日 平成15年9月1日  
 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで  
 5 地元地区 西津軽郡岩崎村  
 6 その他  
 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第2号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区 画漁業	いとう・にじます養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡岩崎村大字松神地内  
 (3) 漁場の区域 鶏頭場ノ池、青池及びこれらの池を連接する水路  
 3 免許予定日 平成15年9月1日  
 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで  
 5 地元地区 西津軽郡岩崎村  
 6 その他  
 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第3号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区 画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡岩崎村大字松神地内
  - (3) 漁場の区域 日暮ノ池
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 地元地区 西津軽郡岩崎村
  - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第4号
  - 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区 函漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西津軽郡岩崎村大字松神地内
  - (3) 漁場の区域 沸壺ノ池
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月14日から同年5月30日まで
  - 5 地元地区 西津軽郡岩崎村
  - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。



青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭